

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月6日

【会社名】 不二サッシ株式会社

【英訳名】 FUJISASH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 嵯峨 明

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 新川崎三井ビルディング

【電話番号】 大代表（044）520-0034

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 鈴木 辰男

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎5丁目6番2号（都五反田ビル西館）

【電話番号】 代表（03）5745-1212

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部長 鈴木 辰男

【縦覧に供する場所】 不二サッシ株式会社 東京支店
（東京都品川区大崎五丁目6番2号（都五反田ビル西館））
不二サッシ株式会社 大阪支店
（大阪府大阪市中央区淡路町三丁目5番13号（創建御堂筋ビル））
不二サッシ株式会社 関東支店
（埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目20番3号（北浦和第二大栄ビル））
不二サッシ株式会社 名古屋支店
（愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号（名古屋ビルディング東館））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【提出理由】

平成19年8月9日に提出いたしました臨時報告書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は__線で示しております。

(訂正前)

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割会社は、承継会社の発行済株式の100%を保有しており、かつ、承継会社が本件分割に際して新たに発行する普通株式のすべてが分割会社に交付されるため、その交付される株式の数にかかわらず、分割会社の純資産額に変動は生じません。そのため、両当事者が任意に合意したところに従い、承継会社が本件分割に際して分割会社に交付する譲渡制限株式の数を4,000千株と決めました。但し、「本件分割の効力発生日（平成19年10月1日）の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、両当事者が協議の上これを変更することができるものと定めております。

(訂正後)

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

分割会社は、承継会社の発行済株式の100%を保有しており、かつ、承継会社が本件分割に際して新たに発行する普通株式のすべてが分割会社に交付されるため、その交付される株式の数にかかわらず、分割会社の純資産額に変動は生じません。そのため、両当事者が任意に合意したところに従い、承継会社が本件分割に際して分割会社に交付する普通株式の数を4,000千株と決めました。但し、「本件分割の効力発生日（平成19年10月1日）の前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務」を基礎として、両当事者が協議の上これを変更することができるものと定めております。